10　公益的な費用の処理方法
11　上記６～10それぞれに関する一般送配電事業者、他の配電事業者又は特定送配電事業者との具体的な協議事項及び協議状況

備考　１　譲り受け、又は借り受ける見込みの電気工作物の概要及び工事の概要は、主要設備について記載すること。
２　工事の工程は、送配電線路、変電所、発電所又は蓄電所に係る場合に限り、記載すること。
３　工事費の概算は、電気事業会計規則（昭和40年通商産業省令第57号）の別表第１の勘定科目の分類により記載すること。
４　該当事項のない項目は、省略すること。５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三十一の三の七中「発電所」を「発電所、蓄電所」に改める。
様式第三十一の三の九中「第45条の７」を「第45条の２の７」に改める。
様式第三十一の六を次のように改める。
様式第31の６（第45条の４関係）

電気工作物変更届出書

年　月　日

殿

住所
氏名（名称及び代表者の氏名）

電気事業法第第27条の13第７項の規定により、次のとおり電気工作物の変更をしたいので届け出ます。